

## 公益財団法人サカタ財団 第8期（2026年）奨学金募集要項

※応募に際しては、「奨学生募集に関して、よくあるご質問」をお読みください。

### 奨学金の目的

本奨学金は、将来、社会に貢献したいという強い意識や高い志を持った方を支援する奨学金給付プログラムである。当該奨学金助成事業を通じて、日本のみならず世界における社会的な課題解決に取り組む有為な人財を支援し、「未来にタネをまく人財」の育成に寄与することを目的に実施する。

### 1. 応募資格

本奨学金の応募資格は、2026年4月時点にて、以下のいずれかに該当する日本国籍をもつ学生とする。

- ① 大学に在籍する大学2年生に在籍するもの
- ② 大学院に在籍し、修士課程1年生、または博士課程前期1年生に在籍するもの
- ③ 一貫性博士課程（5年制）の1年生に在籍するもの

また、当財団以外の団体から奨学金を受給していないこと（重複受給していないこと）。但し、日本学生支援機構、または所属する大学・大学院からの奨学金制度により、奨学金を受給されている方は、重複受給に該当いたしません。

### 2. 募集人数

本奨学金の募集人数は、15名とする。但し、応募者数の多寡により、理事会の承認がある場合に限り、募集人数を変更することができる。

### 3. 選考

#### （1）応募方法

当財団ホームページの【給付型奨学金ページ】より必要事項の入力と提出書類を添付の上、提出する。

※上記ページにアクセスできない等のトラブルがありましたら、下記事務局までお問い合わせください。

#### （2）提出書類

本奨学金の選考を希望する者は、選考にあたり、下記の応募書類を提出しなければならない。なお、応募者より提出された応募書類は、応募者の希望の有無に関わらず、返却しないこととする。

- ① 奨学生願書（PDFにて提出）
- ② 大学の学生証（写真付、PDFにて提出）
- ③ 成績証明書（PDFにて提出）
- ④ 大学・大学院の推薦書（PDFにて提出）

※①～④：原本をコピーしたPDF資料、または携帯端末等で撮影した写真の画像を提出してください。

#### （3）選考基準

選考にあたり、下記事項を満たす人材を選考することとする。

- ① 大学・大学院での学業・研究活動に熱意をもって取組み、知識や経験等を深める意欲があること
- ② 自己が培った知識や経験等を活かし、環境・社会・経済が持続的に発展する社会の実現を目指し、社会的な課題解決に向け野心的に行動を起こしていること、または将来、野心的に取組んでいきたいと考えていること

#### （4）選考方法および選考スケジュール

応募期間： 2026年4月1日（水）午前10時～2026年5月15日（金）午後3時まで。

奨学金給付開始：2026年7月分より支給開始

	選考方法	選考時期	結果通知
一次選考	応募書類による書類審査	2026年6月以降	2026年6月下旬から7月上旬
二次選考	個別面接	2026年7月中旬	2026年8月上旬

## (5) 選考料

本奨学生の選考料は無償とする。なお、二次選考は、当財団指定の方法によるオンライン形式の面接を予定している。対面形式の面接を実施する場合、選考会場までの交通費は、公共の交通機関を利用した場合に限り、自宅から選考会場までに要した費用を支給する。

## 4. 奨学金の給付

### (1) 奨学金の給付額

月額 70,000 円を給付する。

### (2) 給付期間 (学年は 2026 年 4 月時点のもの)

- ① 大学に在籍する大学 2 年生 : 2026 年 7 月から正規の学士課程修了月まで
- ② 大学院に在籍する修士課程 1 年生 : 2026 年 7 月から正規の修士課程修了月まで
- ③ 大学院に在籍する博士課程前期 1 年生 : 2026 年 7 月から正規の前期課程修了月まで (最長 2 年間)
- ④ 大学院に在籍する一貫性博士課程 1 年生 : 2026 年 7 月から正規の 2 年生修了月まで

### (3) 給付方法

奨学生の指定する金融機関の口座に、3 ヶ月分を一括で振込みにて給付する。なお、3 ヶ月分一括で 25 日 (金融機関が休日の場合は、前日) に振込みにて給付する。

### (4) その他手続き

奨学生は、奨学生の振込先となる金融機関の口座情報 (本人に限る) を所定の方法により、財団が指定する期日までに届出ることとする。

## 5. 奨学金の給付停止

下記に該当した場合、理事長の承認を得て、奨学生の給付を停止する。

- ① 進級ができなかったとき
- ② 休学又は長期に渡って欠席したとき
- ③ 停学その他の処分を受けたとき
- ④ 退学したとき
- ⑤ 学業成績が不良になったとき
- ⑥ 他の団体等からの奨学生を受給する (支給される) こととなったとき
- ⑦ 上記のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

## 6. 奨学生の義務

- ① 毎年 4 月末日までに、当財団が定めるレポート、直近の成績証明書及び在学証明書 (年次が把握できるもの) を提出しなければならない。
- ② 特段の事情があると認められる場合を除き、財団が行う交流会に出席しなければならない (年に 1 回程度を予定)。
- ③ 本人の氏名、住所、振込口座情報等、奨学生給付の継続にあたって必要となる事項が変更になった場合、当財団事務局に届出ることとする。
- ④ 他大学・大学院への留学・ボランティア活動等による休学等、大学・大学院を一時的に休学する場合は、速やかに当財団事務局に届出ることとする。
- ⑤ 自薦または他薦等により、他団体の奨学生制度を受給することとなった場合、速やかに当財団事務局に届出することとする。なお、日本学生支援機構、または所属する大学・大学院の奨学生制度は除く。

## 7. 個人情報の取扱いについて

当財団は、応募の際に提出された個人情報は、奨学生の選考以外には一切使用しないこととする。

## 8. 問い合わせ先

〒224-0041 横浜市都筑区仲町台 2-7-1 公益財団法人 サカタ財団 事務局 (事務局 : 鈴木・金子)

TEL : 045-945-8863 (070-1565-0076)

メールアドレス : akihiro.suzuki@sakatazaidan.or.jp、yumi.kaneko@sakatazaidan.or.jp